

第31期第2回横浜市児童福祉審議会放課後部会 会議録	
日 時	平成30年3月8日(木) 10時20分～11時30分
開催場所	松村ビル別館 502会議室
出席者	明石要一委員、橋本ミチ子委員、丸山智美委員、大野功委員、工藤春治委員、世古正樹委員、永井萬里子委員、藤井千佳委員、森佳代子委員
欠席者	小松眞委員
開催形態	公開(傍聴者0名)
議 題	<p><報告></p> <p>平成29年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について</p> <p><情報提供></p> <p>「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の改正について</p>
<p><報告>平成29年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について</p> <p>(事務局) 資料1に基づき説明。</p> <p>(橋本委員) 「放課後児童支援員が2人以上配置している」という項目について指導件数が多いですが、放課後児童支援員の研修への申込みがとても多く、希望者が研修を受けられないと聞いています。そのことにより、指導になっているのかなと思うのです。研修を受けて支援員になると給与が上がるという話もあり、希望しているのに受けられないという苦情が届いています。</p> <p>(事務局) 放課後児童支援員の研修は、神奈川県が主催している研修であり、会場の都合等もあって十分な定員数が確保できないという問題があります。しかし、毎年800～1000人ぐらいを横浜市の枠としていただいておりますので、それを各クラブに調整して受講していただいているという状況です。</p> <p>ただ、現在、条例の経過措置期間中ですので、研修を受けていなくても有資格者であれば、放課後児童支援員としての勤務が可能となっています。ですので、今回の監査の指摘は、研修の受講の遅れというよりは、きちんとした配置ができていないことや、人員が確保できていないことが理由になっています。</p> <p>また、賃金改善、いわゆるキャリアアップの話ですが、本市の放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブは補助事業ですので、各運営主体、事業者が就業規則等でキャリアアップ体系を定めていただいた上で制度を導入していただいておりますので、引き続き導入にあたり支援していきたいと考えています。</p> <p>(大野委員) 監査は前年度から開始しましたが、前年度と比較して今年度は事業者ができていない項目が見えてきて、改善されているところもかなりあります。適切かつ効果的に事業の推進が図られるよう、運営のさらなる底上げのために、市として今後どのように考えているか、お伺いしたいと思います。</p> <p>(事務局) 監査については、できていないことを指摘するのが目的ではありません。課題が顕在化しつつある中で、事業所、事業者のほうで改善が難しい項目については、その必要性を伝えた上で、どのようなマニュアルを参照したらいいのか等、丁寧な情報提供を行っていく中で、現場の底上げや質の改善に結びつけられるよう寄り添った対応をしていきたいと考えています。それが子どもたちにとっての望ましい環境づくりになりますので、改善が進まない項目こそが課題だということで支援を厚くしていきたいと考えています。</p> <p>(大野委員) もう1点、先ほど橋本委員からもお話がありましたが、全体的な面で支援員の質の確保については私も同感でして、この配置について、運営の根幹にかかわる問題ですので、児童の安全指導の面からも支援員の目が届くような形で適切な配置を行うよう、さらなる指導をお願いしたいと思います。</p> <p>(事務局) まさに放課後事業は人が柱の事業になっています。特に児童数が増えているクラブは、職員が非常</p>	

に苦勞されており、来年度予算が承認された場合は、その補助金を活用していただきたいと思います。また、人材探しが難しいという部分についても、新たな人材確保事業をどういう形でスタートさせていくのかという課題はありますが、クラブが使いやすいような形で組み立てていきたいと思っていますので、そういったものも活用して人を入れていただきたいと思っています。

(森委員) 障害のある子どもについてですが、自己検査で不適正が3件ということで大変少ないのかなと思うのですが、横浜障害児を守る連絡協議会で聞き取りをすると、受け入れをしてもらえなかったり、子どもに対して差別的な言動をする職員がいるのを知り、もう通わせるのはやめようかと考える保護者もいます。個別支援級在籍のお子さんや普通級に在籍していてもグレーゾーンと言われているお子さんが増えていく状況で、放課後キッズクラブや放課後児童クラブに通いたいと思う保護者の方も増えてくると思うのですが、放課後等デイサービスが充実してきているので、職員から放課後等デイサービスの御利用はいかがですかということをおっしゃられたという保護者もいます。地域の中で学校のお友達と過ごす大切さというのも放課後事業の中には含まれていると思いますので、ぜひ今後充実していただければと思います。

(事務局) 障害児童の受け入れについては、28年度から国の補助制度の拡充があり、本市の補助制度も28年度から拡充しています。また、その補助制度の拡充にあわせ、障害児の受け入れの補助を適用するためには、障害児対応をする職員が、本市の実施する研修を受けることを義務づけており、きちんと研修を受けて障害理解の基礎を理解した職員がいた上で障害児を受け入れるという方針を定めました。また、障害者差別解消法もあるところですので、今後とも受け入れについては周知徹底を図っていきたいと考えています。

ただ、やはり学校施設等を活用しているため、障害の状態によっては、物理的に受け入れができない場合もありますので、その点は個別に状況や条件を説明させていただいた上で、放課後等デイサービス等を紹介させていただく場合もあるかと思いますが、方針としては受け入れる方針は以前から変わっていません。

また、差別的な発言が現場のほうであるという声が届いているということで、本当に申し訳ないと思います。研修の仕組みや加配の制度ももちろん大事ですが、現場の職員の受けとめの姿勢というのもとても大事だと思っています。市として、巡回相談という形で、特別支援教育に携わってきた先生方、校長先生が現場を回りまして、困難を抱えた子、ちょっと気になるお子さんの接し方ですとか、受け入れるときのアドバイスなども一つ一つ丁寧にさせていただいています。やはり一人一人の職員がどういう気持ちで児童を見ていくのかということが大事だと思いますので、いろんな形で対応していきたいと思います。

(世古委員) 昨年度と比較したところ、適合しているところが3倍ほど増えており、適合していない件数は半分ほどに減っているのでも、周知徹底している成果かなと思います。引き続き進めていただきたいと思っています。ただ、避難訓練やおやつ提供については2年続けて多くのクラブで適合していない項目となっています。特に学校内の放課後キッズクラブについては、子どもたちがおやつで何かあったという時、原因がはっきりするまでは、学校の給食が原因ということも考えられますので、引き続き周知をお願いできればと思います。

また、放課後キッズクラブ設置後の学校に対し、情報交換や情報提供の場はあるのでしょうか。

(事務局) 年度当初に校長会に伺い、放課後キッズクラブの設置状況の報告と引き続きの御支援の御協力をお願いしています。また、放課後キッズクラブで新たな取組を行い、周知徹底が必要なことがあれば、随時、校長会に伺っています。直近ですと、例えばアレルギー対応の見直しを新年度に向けて行うということで、放課後キッズクラブの事業者へ通知を発出したことを校長先生方に情報提供させていただきました。

(世古委員) 安心しました。校長先生が変わり、放課後キッズクラブのない学校から放課後キッズクラブの学

校の校長になる方もいますので、毎年継続的に情報提供していただいております。

(明石部会長) 先ほど世古委員から言われましたように、前年度よりも、ものすごく改善されており、特に放課後キッズクラブの改善が多いです。しかし、放課後キッズクラブの文書指導は、今年は19件に増えており、そのうち17件が新規事業所という説明をいただきました。非常に改善している放課後キッズクラブにおいて、文書指導を受けた19件のうち17件が新規参入となると、一般的に早く手を挙げた法人のほうが質がいいというふうに解釈すればいいのでしょうか。

(事務局) 今回文書指導があった19クラブについては、職員配置に関するところが十分でなかったというところがほとんどですが、今回の新規開設クラブで指摘のあったクラブの運営法人を見ると、放課後キッズクラブを既に運営している法人が半分以上で、地域で立ち上げたNPO法人は半分以下です。シフトをつくるのは現場の作業になっている状況で、法人の関与が十分に図られなかったのではないかと印象です。事業者から提出された改善報告書を見たところ、「現場がつくったシフト表などをこれからは法人がきちんと確認していく」といったような、現場と運営側のダブルチェック体制で改善していくという報告もいただいているので、法人のマネジメントにより今後改善していくと考えています。

職員配置に関する指摘については、全部ができていないわけではなく、ある時期できていないところがあったということです。例えば土曜とか夏休みの朝などの子どもが少ない時間帯において職員が2人いなくてはいけなかったのが1人だったとか、2人とも有資格ではなかったとかが多かったです。職員配置基準は、とても重要な基準ですので、少しでも違反が見つかったら文書指導になります。指摘としては非常に重要ですが、全くとできていなかったのではなく、たまたまシフト上うまくいっていなかった時があったというのが実態として確認しているところです。

<情報提供> 「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の改正について

(事務局) 情報提供資料で説明。

(明石部会長) 教員免許は更新が10年に1回ありますが、教員として勤務していない方は、教員免許を持っていても更新しない方がいます。免許を持っていれば支援員になれると思っている方が多いですね。

(事務局) 更新制になる前の免許を持っている方と、更新の制度ができた後に免許を取られた方では取り扱いが異なるということもあり、都道府県も認定資格研修の取り扱いで、支援員として研修を受けさせていいのかというところの解釈もばらばらだったと聞いています。このような取扱いを今回の改正で全国的に統一するという趣旨だと聞いています。

(明石部会長) 次の放課後部会で、横浜市の条例案が出てくるということですか。

(事務局) 国からは、省令は3月下旬に公布され、4月1日に施行と聞いており、自治体においても迅速に対応してほしいということが言われています。本市としては、直近の議会にかけていきたいと考えており、本日の情報提供をもって条例改正の実務にあたらせていただきたいと思いますと考えていますので、その点は了承いただきたいと思っています。

(大野委員) 省令の改正の内容は2点ですが、条例はどのような改正になるのですか。

(事務局) 放課後児童健全育成事業の条例については、2つの考え方があります。1つは従うべき基準というもので、省令に規定されている項目の中でも、従うべき基準という項目については、国がまず一義的に内容を定め、それについては、自治体が条例をつくる時に基本的にはそのとおりにつくってくださいという重い規定の項目です。もう1つは、参酌基準というもので、国は省令で参考として示しますが、自治体はそれを踏まえて、地域の実情に応じて異なる取り扱いとして定めてもよいというような規定です。その2種類の

基準が省令にはありまして、今回の職員基準は、省令の中で従うべき基準となっている項目であり、この職員基準については原則として国どおりにするという基準です。ですので、今回の改正についても、国は従うべき基準の項目を改正することになりますので、本市としては省令改正どおりに条例を改正することを予定しています。

資料	<p>資料1 平成29年度 横浜市放課後児童健全育成事業 監査結果報告書</p> <p>参考資料1 平成29年度 横浜市放課後児童健全育成事業監査チェックシート</p> <p>参考資料2 平成28年度 横浜市放課後児童健全育成事業 監査結果報告書</p> <p>参考資料3 横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針</p> <p>参考資料4 横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準</p> <p>参考資料5 横浜市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱</p> <p>資料2 横浜市児童福祉審議会放課後部会 委員名簿</p> <p>資料3 横浜市児童福祉審議会放課後部会 事務局名簿</p> <p>資料4 横浜市児童福祉審議会条例</p> <p>資料5 横浜市児童福祉審議会運営要綱</p> <p>情報提供資料 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案 (概要)</p>
特記事項	<p>本日の議事録は、各委員に確認していただいた後、ホームページで公開する予定です。</p>